

令和3年10月改定

認可地縁団体 ハンドブック



コミュニティ課

目次

認可地縁団体とは	P 2
認可地縁団体になるための要件	P 2 ~ 3
認可地縁団体の自治会運営について	P 4 ~ 5
認可地縁団体に関する証明書	P 6 ~ 7
認可地縁団体の手続きに関する Q & A	P 8 ~ 9
その他 認可地縁団体に関する Q & A	P 9 ~ 1 0

1 認可地縁団体とは

これまで、自治会は法律上「権利なき社団」と位置付けられ、自治会名義で土地や集会施設などを不動産登記はできませんでした。

そのため、自治会館を登記しようと考えている自治会は、会長個人または役員等の共有名義で不動産登記をしていました。しかし、役員交代や名義人相続の問題など、自治会が保有する資産をめぐるトラブルが多発したため、不動産等を保有または保有する予定の自治会は市町村に届け出を行い、市から認可（認可地縁団体）を受けると、自治会名義で不動産等を登記できるようになりました。

認可地縁団体となることの利点は、認可地縁団体の名義で不動産登記ができることです。これにより、認可地縁団体として不動産登記を行えば、以後、認可地縁団体の代表者が変更になった場合でも、法務局での不動産の所有権登記内容の変更は必要ありません。

しかし、認可地縁団体は、地方自治法により認められた団体ですので、地方自治法に則した規約を定めることなど、いくつかの義務が課せられ、より民主的な運営が求められます。

また、通常の自治会とは異なり、会員が個人単位になることや、総会の定足数、規約の変更における決議数など自治会運営における留意点も発生します。

2 認可地縁団体になるための要件

不動産等の財産を保有、または保有する予定をしている自治会等が、認可地縁団体となるためには、市長の認可が必要です。認可のためには以下の条件を満たしている必要があります。

なお、これまで不動産を保有しない、また、保有を予定しない自治会は認可地縁団体になることはできませんでした。地方自治法の一部改正により令和3年11月26日から不動産保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うために認可を受けることができるようになります。

- (1) 認可地縁団体としての区域内（以下「区域」という）の住民相互の連携、環境の整備、集会施設の運営管理などの良好な社会の維持及び形成のための活動を実施していること。

(2) 現に自治会として前記(1)の活動を過去2年程度(もしくはそれ以上)実施していること。

(3) その区域が、他の認可地縁団体と重なっておらず、住民にとって客観的な住所や道路、河川などにより境界が明確に定められていること。

(4) その区域に住所を有するすべての個人が、構成員となることができること。

※会員を世帯単位とすることは認められず、年齢や性別、国籍等の加入条件を設けてはなりません。

(5) 区域の全住民の相当数の者が現に構成員になっていること。

※相当数とは、自治会などの加入率や地域性が全国で異なるため、一律の基準を設けていませんが、認可の審査時点での流山市全体の自治会加入率や、その区域周辺の地域性を考慮し、相当数の者が構成員になっているかを判断します。

(6) 規約に以下の項目を定めていること。

ア 目的	オ 構成員の資格に関する事項
イ 名称	カ 代表者に関する事項
ウ 区域	キ 会議に関する事項
エ 主たる事務所の所在地	ク 資産に関する事項

(令和3年11月26日から不要)

この要件を満たさなくなった場合、地方自治法第260条の2第14項の規定により、認可地縁団体として認められなくなりますので、運営にあたっては十分注意してください。

3 認可地縁団体の自治会運営について

認可地縁団体になると、地方自治法の定めにより、今まで以上により民主的な自治会運営が求められます。

また、地方自治法により認可地縁団体が行わなくてはならない事項が生じます。特に次の事項については、ご注意ください。

(1) 総会の開催と議決 《地方自治法第260条の13》

認可地縁団体は、少なくとも年1回は総会を行わなければなりません。

また、自治会運営は世帯単位で活動し、世帯単位で総会等を実施することが一般的ですが、認可地縁団体の **会員は個人単位になり、総会の定足数や表決権の単位は会員（個人）となります。**

(2) 常備すべき書類

ア 財産目録の作成と備え置き義務 《地方自治法260条の4第1項》

認可地縁団体は認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください。

イ 会員名簿の作成と備え置き義務 《地方自治法260条の4第2項》

個人を単位とした認可地縁団体の会員名簿を作成し、事務所に備え置くとともに、会員の入会及び退会があるごとに修正してください。

(3) 代表者の変更 《地方自治法260条の2第11項・260条の5》

認可地縁団体は代表者を一人定めることが必要です。代表者は認可地縁団体のすべての事務について認可地縁団体を代表します。

代表者の変更は総会の決議事項となりますので、規約で規定している定足数を満たした総会で、会員（個人単位）の決議の上、決定してください。

また、認可地縁団体の代表者等を **変更した場合は、告示事項変更の届出が必要** となります。届出がない場合は、認可地縁団体としての代表者は変更とならないのでご注意ください。

(4) 規約の変更 《地方自治法第260条の3》

規約の変更は、総会の議決後に市長が認可してはじめて有効な規約となります。

規約の内容に不備がある場合は、認可できないこともありますので、規約を総会で変更する予定があるときは、総会前にコミュニティ課にご連絡ください。

また、規約の変更は総会における「**規約変更の決議**」が必要となり、規約で定めている「規約を変更するときに必要な議決」がないと変更できません。

※総会員の4分の3以上の同意が必要と規定している場合が一般的です。

(5) 告示事項の変更

市は、認可地縁団体として認可されると、「設立目的」「名称」「主たる事務所の所在地」「代表者に関する事項」などについて対外的に告示（掲示）しています。

告示した事項に変更があった場合は、告示事項の変更届出が義務付けられています。

(6) 認可地縁団体の解散について

認可地縁団体が以下の1つに該当するときは、解散となります。

ア 不動産を所有しなくなったとき（令和3年11月26日から不要）

イ 規約で定めた解散理由が発生したとき

ウ 破産手続開始の決定がなされたとき

エ 認可地縁団体の総会で解散が可決されたとき

オ 認可地縁団体としての要件を欠けたとき

(7) 認可地縁団体の取り消しについて

認可地縁団体の要件が欠けた場合や不正な手段により届出し認可を受けた場合は、市長が認可を取り消す場合があります。

4 認可地縁団体に関する証明書

市は、認可地縁団体に関する証明書を2種類発行しています。
申請方法及び手数料は次のとおりです。

(1) 認可地縁団体証明書 1通につき300円 ≪流山市手数料条例第2条≫

【手続方法】

告示事項交付申請書をコミュニティ課に直接持参するか、郵送で送付してください。

なお、郵送の場合は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

【注意事項】

登記事項に変更が生じたときは告示事項変更届出書により、登記事項の変更届出を行ってください。

告示事項変更届出提出から証明書の発行までは、市が登録事項を確認し、変更の告示した後となりますので、1～2週間程度かかります。

(2) 認可地縁団体印鑑登録 ≪認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例≫

【手続方法】

ア 認可地縁団体印鑑登録の申請

認可地縁団体の代表者が次の①～③をコミュニティ課に届出してください。

- ① 認可地縁団体印鑑登録申請書
- ② 登録する認可地縁団体の印鑑
- ③ 代表者個人の印鑑登録証明書

イ 認可地縁団体印鑑登録証明書の申請・発行

1通につき300円 ≪流山市手数料条例第2条≫

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書をコミュニティ課に提出してください。

【注意事項】

証明書の発行は、1～3日程度かかる場合があります。

登録した印鑑を紛失した場合、代表者が変更となった場合は認可地縁団体印鑑登録廃止申請書により速やかに廃止の手続きをしてください。また、届出事項の変更が明らかな場合は、市が印鑑登録の廃止を行うことがあります。

【登録できる印鑑】

変形しにくい素材で作られていること。

※ゴム印は登録できません。

直径8mm以上、30mm以内の長方形に収まる鮮明な印影であること。

印影から認可地縁団体の印鑑であることがわかること。

認可地縁団体の手続きに関するQ & A

問 1 代表者を変更したのですが、どのような手続きが必要になりますか。

答 1 代表者を変更した場合は、以下の書類が必要になります。

- ① 告示事項変更届
- ② 就任承諾書
- ③ 総会資料
- ④ 総会議事録（原本証明がされているもの）

※変更前の代表者が認可地縁団体の印鑑登録をしている場合は、印鑑登録廃止申請をする必要がありますので、問4を確認してください。

問 2 認可地縁団体の規約を改正したい場合は、どのように手続きをすればいいですか？

答 2 規約の改正は、市長の認可が無くては変更できませんので、事前にコミュニティ課に変更内容について協議した上で、認可地縁団体の総会の議案にしてください。また、その総会で規約の改正が決議をされた場合は以下の書類を提出してください。なお、適宜変更することが一般的である細則の変更は、市との協議等は必要ありません。

- ① 規約変更認可申請書
- ② 総会資料（規約の変更内容や変更理由が記載されている書類）
- ③ 総会議事録（原本証明がされているもの）
- ④ 変更前後の規約

問 3 認可地縁団体に印鑑登録をしたい場合は、どのような手続きが必要ですか？

答 3 印鑑登録をしたい場合は、以下の書類と登録したい印鑑を持参した上で、コミュニティ課にお越しくください。

- ① 認可地縁団体印鑑登録申請書
 - ② 代表者の印鑑登録証明書
- ※申請書には代表者の実印を捺印いただきます。
- ③ 代表者の確認書類（運転免許証等）

問 4 認可地縁団体印鑑登録の廃止は、どのような場合にする手続きですか。

答 4 代表者を変更した場合や、紛失した場合に必要な手続きになります。

なお、代表者を変更した場合は、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書に必要事項を記入の上、提出が必要になります。

印鑑を紛失した場合は、代表者の実印を捺印いただいた認可地縁団体印鑑登録廃止申請書と、代表者の実印の印鑑登録証明書が必要になります。

その他 認可地縁団体に関する Q & A

問 1 認可地縁団体になれる団体はどのような団体ですか？

答 1 一定の区域に住所を有する地縁に基づいて形成された団体などです。

※スポーツやサークルなどの特定の活動をする団体や、年齢や性別などが加入条件になっている団体は認可地縁団体になりません。

問 2 未成年者を構成員から除外することは可能ですか？

答 2 できません。

認可地縁団体の構成員は、区域に住所を有する個人であり、区域内に住居する認可地縁団体に入会を希望する者に対して、未成年であることを理由に構成員から除外することはできません。

なお、未成年の表決権の行使に当たっては、民法の規定に従い、法定代理人（親権者）の同意を要することになります。

問 3 認可地縁団体には、地域のすべての住民が加入する必要があるの？

答 3 認可地縁団体の認可の要件は、『区域内に居住する相当数の者が会員になっていること』なので、地域のすべての住民が加入する必要はありません。

※相当数とは、自治会などの加入率や地域性が全国で異なるため、一律の基準を設けてはいませんが、認可の審査時点での流山市

全体の自治会加入率や、その区域周辺の地域性を考慮し、相当数の者が構成員になっているかを判断します。

問 4 会員が個人となった場合、会費はどうしたらいいの？

答 4 従来通り、世帯単位で徴収する認可地縁団体が多いようです。

問 5 法人等は構成員として認められますか？

答 5 構成員ではなく、賛助会員として活動に参加することは可能です。

構成員とは、地域社会における近隣関係の中心である『人』であり、法人等は地域社会にとって第 2 次的な参加者に過ぎないと考えられることから、構成員にはなりえません。しかしながら、認可地縁団体に対し様々な支援、協力を行う法人を『賛助会員』として位置づけ、活動に参加してもらうことは可能です。

問 6 会員名簿の内容に変更があった場合は、市に届け出をする必要がありますか。

答 6 必要ありません。市へ名簿を提出いただくのは認可申請時のみです。しかし、認可地縁団体は会員の変更について、地方自治法により記録する義務が課せられていますので、適宜、構成員の名簿を更新してください。

問 7 総会の議決権行使についてメールなどで行使してもいいの？

答 7 令和 3 年 9 月より、総会に出席しない構成員は、規約または総会による決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法（メール、ウェブサイト、アプリケーション等）により表決をすることができるようになりました。

総会での決議や規約上において「電磁的方法も可」とすれば、メール等で議決権行使をすることができます。